

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和45年12月1日から46年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、45年12月は3万3,000円、46年1月から同年3月までは3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和45年12月から46年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月1日から同年11月11日まで
② 昭和45年11月11日から60年8月16日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっておらず、申立期間②の標準報酬月額は、所持する給料支払明細書の給与額よりも低額となっている。

申立期間①を厚生年金保険被保険者期間とし、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する給料支払明細書、及び当時、A事業所において給与計算及び社会保険事務を担当していた元事業主の妻の証言から、申立人は、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 45 年 9 月分及び同年 10 月分給料支払明細書から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する昭和 45 年 12 月分から 46 年 3 月分までの給料支払明細書から、申立人に対しては、オンライン記録上の標準報酬月額 2 万 8,000 円を超える標準報酬月額 6 万 4,000 円ないし 7 万 2,000 円に見合う給与が支給され、健康保険料と厚生年金保険料については合算して 2,000 円ないし 2,200 円が控除されていることが確認できる。当時の健康保険厚生年金保険標準報酬・保険料月額表を基に算定した当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、45 年 12 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までの期間については 3 万 3,000 円、同年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については 3 万円であることが確認できる。

したがって、申立期間②のうち、昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、45 年 12 月は 3 万 3,000 円、46 年 1 月から同年 3 月までは 3 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 45 年 11 月 11 日から同年 12 月 1 日までの

期間及び46年4月1日から59年1月1日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給料支払明細書から、事業主から支給された給与額に基づく標準報酬月額はいずれも、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②のうち、昭和59年1月1日から60年8月16日までの期間については、申立人は、給料支払明細書を所持しておらず、元事業主の妻は、「当時の資料は無いため、申立人の給与支給額及び保険料控除額については不明である。」と証言していることから、申立人の主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、元事業主の妻は、「当時は、資金繰りに窮していたので、高い保険料の負担ができず、従業員の報酬月額を実際よりも低額で届け出たので、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 12 日から 35 年 2 月 1 日まで

A社B出張所の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給済みであることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年8月9日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同年6月24日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各100番以内の女性被保険者のうち、脱退手当金受給資格者44人について調査したところ、支給記録がある被保険者は27人で、このうちの22人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことが確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 11 月 6 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間中は、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶している。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を所持しておらず、B社の給与計算及び社会保険事務担当者は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である。」と証言していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員 28 人のうち、所在が確認できた 19 人に照会したところ、回答が得られた 14 人はいずれも、給与支給額に見合った厚生年金保険料を給与から控除されていたと回答している上、上記 14 人のうちの 1 人は、「私は申立期間当時、給与計算と社会保険事務を担当しており、従業員の厚生年金保険料は、保険料月額表に基づいて控除していた。」と証言している。

さらに、B社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」から、A社は、申立人の報酬月額を、資格取得時には 7 万

円、昭和 56 年 10 月 1 日の定時決定時には 7 万 1,808 円としてそれぞれ届け出ていることが確認でき、当該報酬月額に見合う標準報酬月額 7 万 2,000 円はオンライン記録と一致しており、当該標準報酬月額の被保険者負担分の厚生年金保険料額は、当時の健康保険厚生年金保険標準報酬・保険料月額表から、3,816 円であることが確認でき、申立人が「ねんきん定期便」に記載されているとする金額と一致している。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。